

一般国道6号 小美玉道路（仮称）

# 環境影響評価方法書の あらまし

目 次	1. 事業概要.....	1-2
	2. 手続きの流れ.....	3
	3. 環境影響評価方法書とは.....	4
	4. 環境影響評価方法書の概要... ..	5-6
	5. 縦覧等.....	7



令和6年4月

# 1. 事業概要

## はじめに

小美玉市中心市街地を通る国道6号は、東京都を起点とし、千葉県・茨城県・福島県を経て宮城県に至る総延長約360kmの南北の幹線道路であり、一般国道6号 小美玉道路（仮称）は、南北方向の移動性や空港へのアクセス性を高め、経済活動や救急活動を支える道路として、国道6号に関わる課題の解決を目的に構想された道路です。

小美玉市を通過して石岡市と茨城町を結ぶ延長約10kmの区間を、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な都市施設として都市計画に定めるにあたり、都市計画決定権者（茨城県）が都市計画の手続きとあわせて環境影響評価の手続きを行います。

この「あらし」は、「環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのか」という内容を記載した「環境影響評価方法書（以下、「方法書」といいます。）」の概要を示したものです。

### 都市計画対象道路事業の位置



## 都市計画対象道路事業の目的

一般国道6号の小美玉市内を通過する区間については、交差点が多い2車線道路となっているため、慢性的な交通渋滞が発生しており、円滑な物流、茨城空港アクセス、救急搬送、沿道環境などに影響が生じています。さらに、渋滞に付随して、一般国道6号では追突事故が発生しており、安全面への対応も必要となっています。

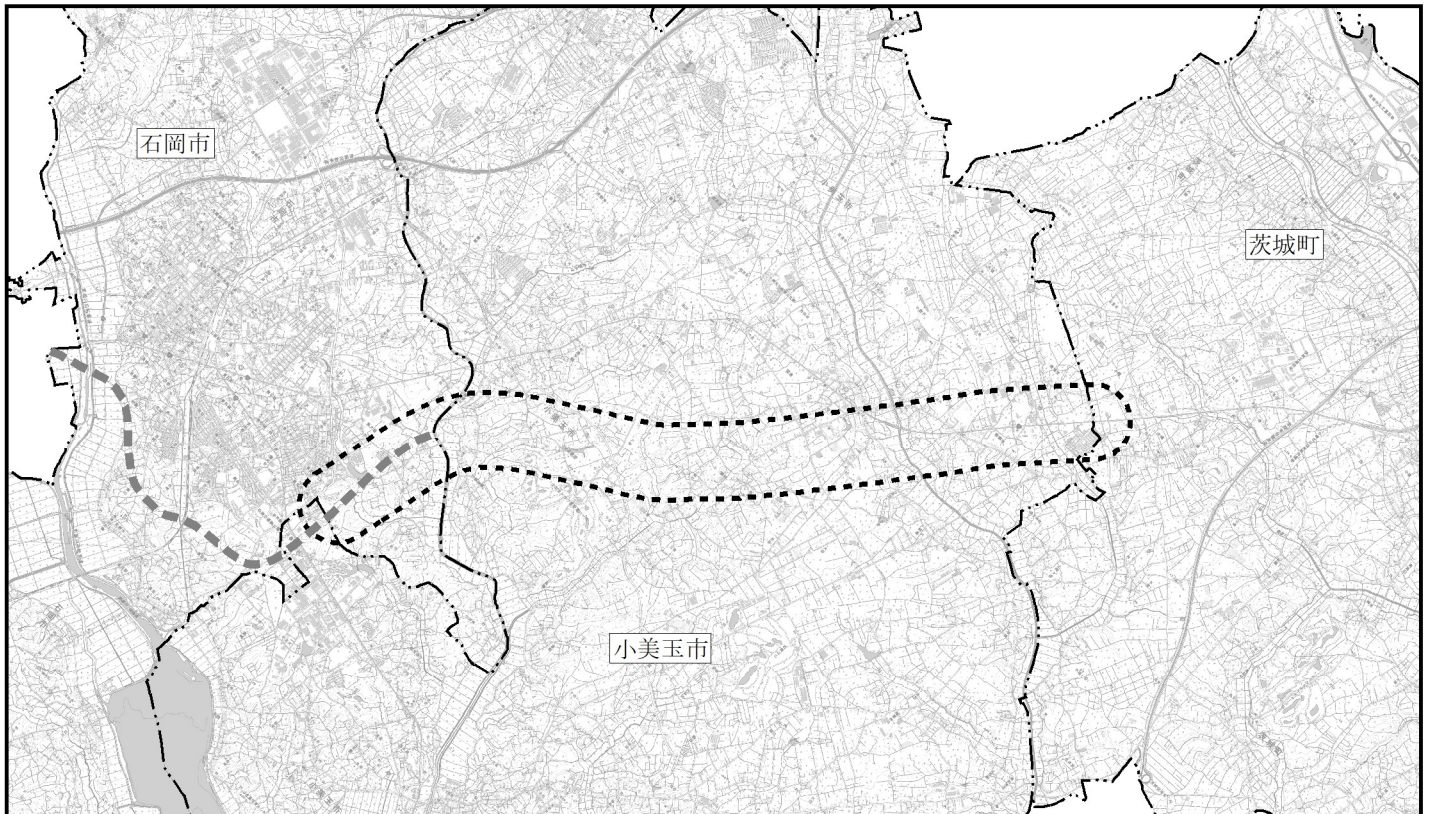
また、小美玉地区は4車線の幹線ネットワークが形成されていないため、災害時の交通集中により、円滑な防災活動や物資搬送の妨げになる恐れがあるため、災害時に機能する災害に強いネットワークの確保が必要です。

一般国道6号 小美玉道路（仮称）では、地元検討会や地域のみなさまとのコミュニケーション活動を踏まえ、11の課題・目的・評価指標に対応する達成すべき目標として「混雑の緩和」、「物流の効率化」、「空港アクセスの円滑化」、「安全・安心な生活空間の確保」、「災害に強い緊急輸送道路の確保」、「救急医療施設への搬送時間の短縮」、「沿道環境の改善」の7つの政策目標及び「環境への影響・その他」を設定し、各項目に対する課題・原因の解決を目的とし、対策案の検討を進めています。




## 都市計画対象道路事業の内容

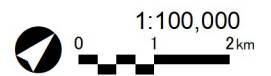
都市計画対象道路事業の名称	一般国道6号 小美玉道路（仮称）
都市計画決定権者の名称	都市計画決定権者の名称：茨城県 代表者の氏名：茨城県知事 大井川 和彦 所在地：茨城県水戸市笠原町978番6
都市計画対象道路事業の種類	一般国道の改築
事業の区間	起点：茨城県石岡市東大橋／終点：茨城県小美玉市西郷地
事業の規模	延長：約10km
道路の車線の数	4車線
道路の設計速度	80km/h
構造の概要	地表式（盛土構造、切土構造）、嵩上式（橋梁構造、盛土構造）を計画

## 都市計画対象道路事業実施区域の位置



「電子地形図（タイル）淡色地図（Z L15～17）を基に作成」

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	千代田石岡バイパス
	行政界



注：計画路線により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築がありうる範囲を「都市計画対象道路事業実施区域」（以下、「対象事業実施区域」といいます。）とします。



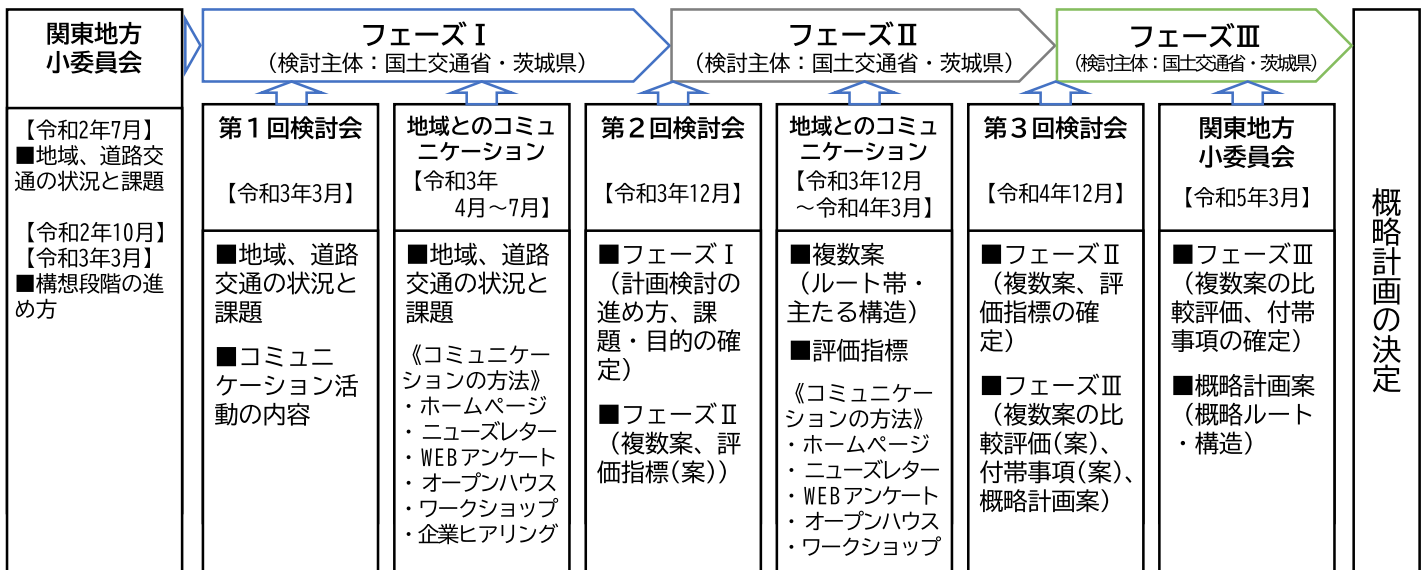
# 2. 手続きの流れ

## 環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

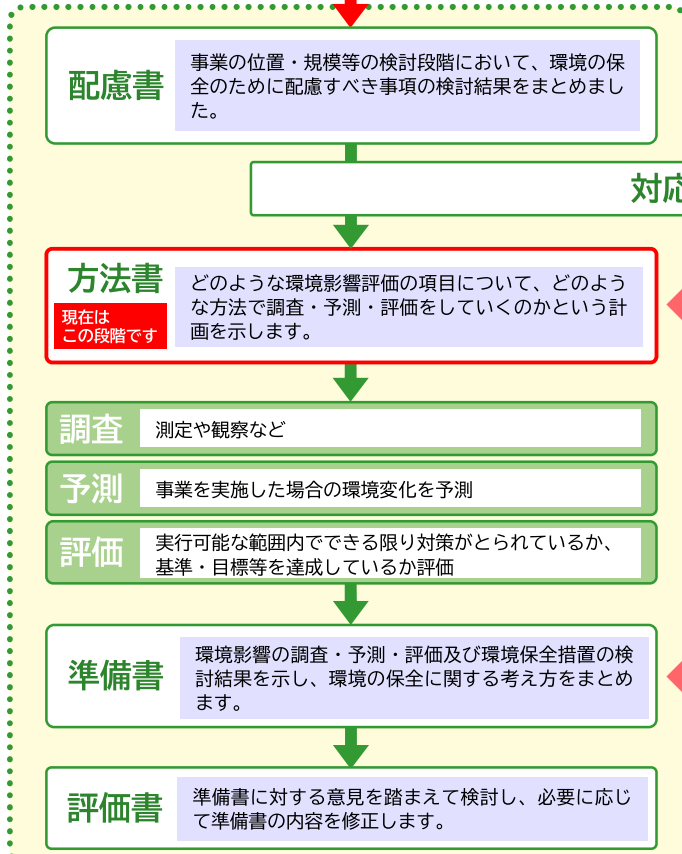
一般国道6号 小美玉道路（仮称）は、小美玉市内における一般国道6号の利便性を向上させるために計画されている道路で、隣接区間における整備状況を踏まえ、幹線道路ネットワークの連続性を確保するため計画に着手しており、これまでに「社会資本整備審議会道路分科会 関東地方小委員会」（以下、「関東地方小委員会」といいます。）を4回、国土交通省関東地方整備局、茨城県、石岡市、小美玉市、茨城町、有識者を構成メンバーとする「小美玉道路検討会」（以下、「検討会」といいます。）を3回実施し、計画段階評価の手続きを進めてきました。

計画段階評価では、地域の現状と課題を整理するとともに、住民や企業へのアンケート調査や、関係する地方公共団体の長からの意見、関東地方小委員会での有識者の意見等を踏まえ、比較ルート案等を総合的に判断し、対応方針の決定を目指すとともに、ルート帯案を検討しました。

今後の環境影響評価手続きにおいては、方法書手続きにより地域の皆様等からの意見も踏まえて決定した方法で現地の調査等を行うとともに、都市計画手続きにおいてはルートの原案を作成します。

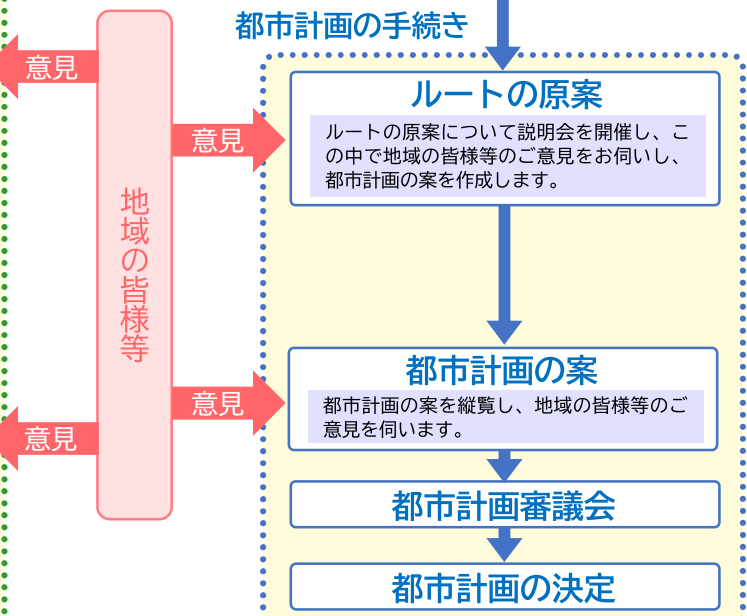


### 環境影響評価の手続き (配慮書～評価書)



### 対応方針の決定

### 都市計画の手続き



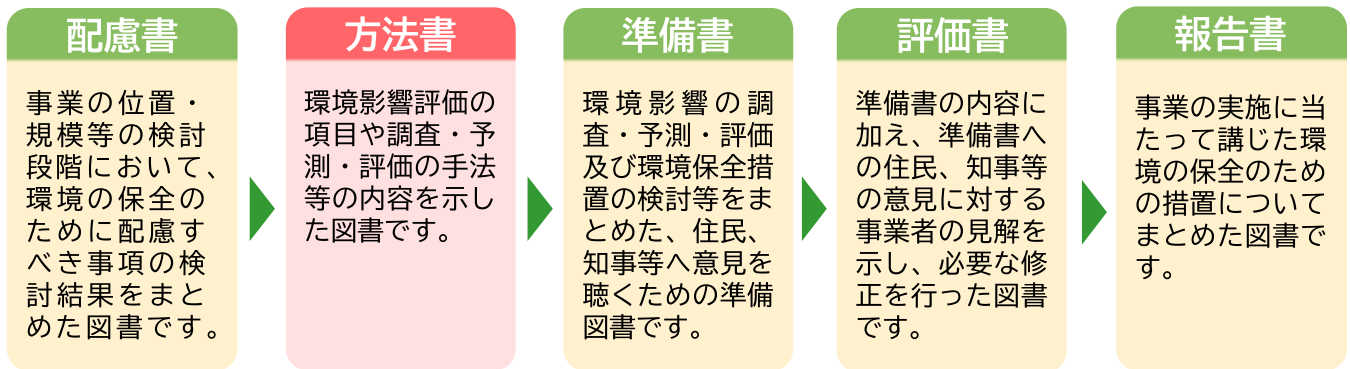
# 3. 環境影響評価方法書とは

## 環境影響評価（環境アセスメント）とは

環境影響評価とは、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域の皆様、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画（都市計画）を作り上げていく制度です。

一定の規模以上の事業は、法律や条例により、事業者に対して環境影響評価の実施が義務付けられています。このうち、対象事業が都市計画に定められる場合は、事業者に代わって都市計画決定権者（一般国道6号 小美玉道路（仮称）では茨城県）が、都市計画を定める手続きと併せて環境影響評価の手続きを行います。

### 環境影響評価に関する図書

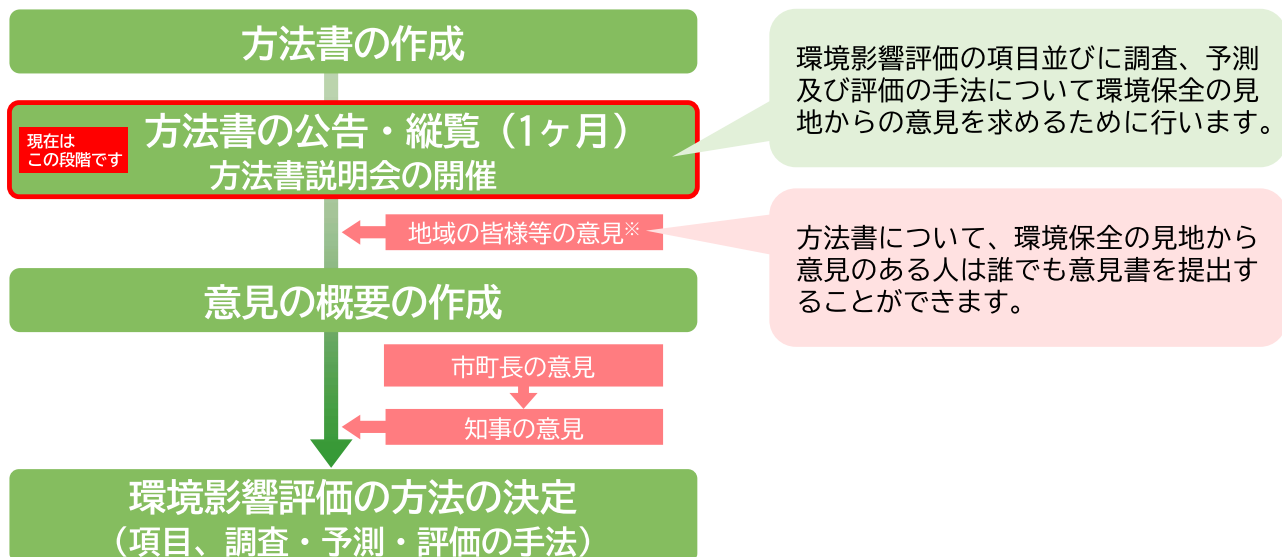


現在はこの段階です

## 方法書とは

方法書は、配慮書に対する茨城県知事、国土交通大臣からの意見などを踏まえ、事業実施による環境への影響（大気質や騒音、動物や植物など）を想定した上で、これから実施する環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価を行うかをとりまとめたものです。

### 環境影響評価の方法の決定までの流れ



※地域の皆様等の意見の提出期間は、公告の日から縦覧期間満了日翌日より2週間後までです。

# 4. 環境影響評価方法書の概要

## 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を検討するにあたって、調査区域<sup>(注)</sup>の概況を、既存資料に基づき把握しました。

自然 的 状 況	大気環境	大気質濃度の調査結果について、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質は、全て環境基準を達成しています。光化学オキシダントは、環境基準を超過しています。道路交通騒音の調査結果及び環境基準達成状況は、調査区域の測定地点3地点のうち1地点で環境基準を達成しています。また、昼夜の環境基準達成率（沿道地域に立地する住居系建物のうち、走行する自動車から受ける騒音レベルが環境基準を満足している建物の戸数割合）は、一般国道6号では9.0%、茨城岩間線では、93.5%～96.6%、大洗友部線では99.5%となっています。
	水環境	河川的生活環境項目について、pH（水素イオン濃度）は4地点のうち3地点で環境基準を達成しています。D0（溶存酸素量）、SS（浮遊物質）及び大腸菌数は全ての地点で環境基準を達成しています。BOD（生物化学的酸素要求量）は全ての地点で基準を超過しています。健康項目については、調査を実施した3地点における全ての項目で環境基準を達成しています。湖沼的生活環境項目について、pH、COD（化学的酸素要求量）及びSSは環境基準を超過しています。D0及び大腸菌数は環境基準を達成しています。健康項目について、調査を実施した硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で環境基準を達成しています。公共用水域の水質及び底質に係るダイオキシン類については、調査を実施した1地点で環境基準を達成しています。
	地形及び地質	重要な地形及び地質の分布はありません。
	動物	重要な動物種として、哺乳類2種、鳥類59種、両生類5種、爬虫類3種、魚類24種、昆虫類95種、底生動物7種、陸産貝類14種が確認されています。また、注目すべき生息地として「鳥類の集団ねぐら・集団繁殖地」及び鳥獣保護区が分布しています。
	植物	重要な植物種として、維管束植物171種、維管束植物以外の植物3種が確認されています。また、重要な植物群落、天然記念物、巨樹・巨木林が分布しています。
	生態系	生息・生育基盤の観点から「樹林環境」、「耕作地・市街地等」、「水辺環境」を中心とした3つの生態系に区分されると考えられます。
社会 的 状 況	景観、人と自然との 触れ合いの活動の場	霞ヶ浦が広く分布しており、関連した眺望点や景観資源が多く存在しています。また、主要な眺望点7箇所、景観資源4箇所、人と自然との触れ合いの活動の場17箇所があります。
	土地利用	調査対象市町の総面積のうち、山林の占める割合が最も高く、次いで畑、田の順となっています。
	交通	高速自動車国道として東関東自動車道、常磐自動車道、北関東自動車道があります。また、一般国道として一般国道6号、一般国道355号、主要地方道（都道府県道）として石岡筑西線等があります。
	学校、病院等	環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、3箇所の幼稚園、22箇所の学校教育施設、5箇所の図書館、8箇所の病院、68箇所の老人福祉施設、35箇所の認定こども園等が存在します。
法令等	石岡市文化財保護条例、小美玉市文化財保護条例及び茨城町文化財保護条例による史跡及び天然記念物があり、また埋蔵文化財包蔵地が多数分布しています。都市計画法により定められた都市計画用途地域が指定されています。景観法の規定による景観行政団体として石岡市が位置づけられ、同法規定により「石岡市景観計画」が策定されています。その他、騒音、振動及び水質汚濁等に関する基準の規制区域等があります。	

注：「調査区域」とは、「都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲」であり、調査区域の範囲はP2に示している図面の範囲です。

## 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、「国土交通省令」、「道路環境影響評価の技術手法」、「茨城県環境影響評価技術指針」を参考のうえ、配慮書での検討結果、事業特性、地域特性及び専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

環境要素の区分	影響要因の区分		工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	掘削式（地表式又は道路（高上式）の存在	道路（高上式）の存在	自動車の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質							●
			粉じん等	●	●					
		騒音	騒音	●	●					●
		振動	振動	●	●					●
		水環境	水質	水の濁り			●			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	動物	重要な種及び注目すべき生息地	●			●		●	
		植物	重要な種及び群落				●		●	
		生態系	地域を特徴づける生態系				●		●	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						●	
	人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						●	
環境への負荷の量の程度により予測、評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			●				

## 調査・予測・評価の手法

環境影響評価の調査・予測・評価の手法は、事業特性、地域特性及び配慮書の検討を踏まえて、「国土交通省令」、  
「道路環境影響評価の技術手法」及び専門家等による技術的助言を参考に選定しました。

### ■調査・予測の手法

環境要素	調査すべき情報	調査の手法	予測の手法
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質)	大気質の濃度の状況、気象 (風向・風速)の状況	既存資料調査、現地調査(「大気汚染 に係る環境基準について」等に規定さ れる測定方法、「地上気象観測指針」 による観測方法)	・拡散式(プルーム式及びパフ式)を用いて、二酸化窒 素、浮遊粒子状物質の年平均値を予測
大気質 (粉じん等)	気象(風向・風速)の状況	既存資料調査、現地調査(「地上気象 観測指針」による観測方法)	・事例の引用又は解析により得られた経験式により、季 節別降下ばいじん量を予測
騒音	騒音の状況、地表面・沿道 の状況	既存資料調査、現地調査(「騒音に係 る環境基準」等に規定される測定方法、 現地踏査による目視)	・日本音響学会の予測モデルによる計算により騒音レベ ルを予測
振動	振動の状況、地盤の状況	既存資料調査、現地調査(「振動規制 法施行規則」に規定される測定方法、 現地踏査による目視、大型車単独走行 時の地盤振動を周波数分析して求める 方法)	・事例の引用又は解析により予測(建設機械の稼働) ・振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測す るための式により、振動レベルを予測
低周波音	住居等の位置	文献その他資料、現地踏査	・既存調査結果により導かれた予測式により、低周波音 圧レベルを予測
水質 (水の濁り)	水象(流量及び浮遊物質 量)の状況	既存資料調査とし、必要に応じて現地 調査等により補完	・水の濁りの程度を明らかにすることにより予測
日照障害	土地利用の状況、地形の状 況	文献その他の資料による情報の収集及 び当該情報の整理	・太陽高度・方位及び高架構造物等の方位・高さ等を用 いた式を用い、等時間の日影線を描いた日影図を作成 することにより予測
動物	動物相の状況、重要な種等 の状況	既存資料調査、現地調査(個体や痕跡 の目視、鳴き声の聞き取り、必要に応 じて個体の採取による方法)	・生息地が消失・縮小する区間及び重要な種等の移動経 路が分断される区間並びにその程度を把握 ・重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的な知 見や類似事例を参考に予測
植物	植物相及び植生の状況、重 要な種及び群落の状況	既存資料調査、現地調査(個体の目視、 必要に応じて個体の採取による方法)	・生育地が消失・縮小する区間及びその程度を把握 ・重要な種及び群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学 的な知見や類似事例を参考に予測
生態系	動植物その他の自然環境に 係る概況、地域を特徴づけ る生態系の注目種・群集の 状況	「動物」及び「植物」と同様	・生息・生育基盤が消失・縮小する区間及びその程度を 把握 ・注目種・群集の生息・生育状況の変化及び地域を特徴 づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の 生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏ま え、科学的知見や類似事例を参考に予測
景観	主要な眺望点の状況、景観 資源の状況、主要な眺望景 観の状況	既存の文献資料等により把握するもの とし、必要に応じてヒアリング、現地 踏査(主要な眺望景観の状況について は、写真撮影により視覚的に把握)	・図上解析することにより、変更の位置、程度を把握 ・フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により眺 望景観の変化の程度を把握
人と自然との触 れ合いの活動の 場	人と自然との触れ合いの活 動の場の概況、主要な人と 自然との触れ合いの活動の 場の分布、利用の状況及び 利用環境の状況	既存資料調査、現地調査(写真撮影に より視覚的に把握、また、主な自然と の触れ合い活動の内容を詳細に把握)	・図上解析し、変更の位置、面積や延長等を把握するこ とにより予測 ・主要な触れ合いの活動の場の利用性の変化、到達時 間・距離の変化を把握することにより予測 ・主要な触れ合い活動の場から認識される近傍の風景の 変化が生じる位置・程度を把握することにより予測
廃棄物等	既存の工作物、建設発生木 材の分布状況、再資源化施 設・中間処理施設の立地状 況	既存資料調査とし、必要に応じて現地 調査及び聞き取り調査	・廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分状況を把 握

### ■評価の手法

評価の手法	
回避又は低減に係る評価	調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、事業を行った場合の環境への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。
基準又は目標との整合性の検討	法令等で定められている基準又は目標と、調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。



# 5. 縦覧等

## 縦覧について

### ■縦覧場所

茨城県 土木部 都市局 都市計画課（〒310-8555 水戸市笠原町978番6）  
石岡市 都市建設部 都市計画課（〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1）  
小美玉市 都市建設部 都市整備課（〒319-0192 小美玉市堅倉835）  
茨城町 都市建設部 道路建設課（〒311-3192 東茨城郡茨城町小堤1080番地）  
国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 計画課（〒310-0851 水戸市千波町1962-2）

### ■縦覧期間

令和6年4月25日（木）～ 令和6年5月27日（月）8時30分～17時15分  
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

### ■インターネットによる公表

茨城県都市計画課ホームページ <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/toshikei/index.html>



## 意見書について

### ■意見書の提出期限

令和6年6月11日（火）17時15分まで

### ■意見書の提出方法

郵送又は持参により提出（郵送の場合は必着）  
※意見書は任意様式ですが、縦覧場所に参考様式を用意します。  
また、方法書を公表しているホームページに参考様式を掲載しています。

### ■意見書の提出先

縦覧場所のいずれかに提出してください。

### ■意見書の記載事項（以下のア～ウを必ず記載してください）

- ア 意見書を提出しようとする者の住所、氏名及び連絡先  
（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称、代表者の氏名及び連絡先）
- イ 意見書の提出の対象である方法書の名称  
（「一般国道6号 小美玉道路（仮称）」と記載するものとします。）
- ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見  
（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。）

## 問い合わせ先

茨城県 土木部 都市局 都市計画課  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
TEL 029-301-4579